

令和3年1月

定例委員総会 議事録

令和3年1月12日（火）

宗像市農業委員会

令和3年1月 宗像市農業委員会 定例委員総会

招集年月日	令和3年1月12日				
招集の場所	宗像市役所北館 第202会議室				
会議の日時 及び宣告	開会	令和3年1月12日 午後2時40分	会 長	山口 義嗣	
	閉会	令和3年1月12日 午後3時20分			
	休憩	なし			
応（不応）召集委員及び出席並びに欠席委員 出席15人 欠席9人					
議席番号	氏 名	出 欠	議席番号	氏 名	出 欠
1	山口 義嗣	○	13	樋口 芳明	×
2	富田 裕	○	14	白木 晋平	×
3	栗野 通孝	○	15	花田 長文	×
4	薄 幸一	○	16	時安 剛	○
5	松井 徳一郎	○	17	草野 一幸	×
6	梶原 富子	○	18	高橋 守	×
7	山下 敦	○	19	吉永 和義	○
8	花田 安輝	○	20	福崎 隆裕	○
9	山田 堅	○	21	福嶋 仁士	×
10	本田 辰幸	○	22	山下 重實	×
11	吉田 晉一	○	23	的場 英敏	×
12	吉武 順子	○	24	石松 健一郎	×
農業委員会事務局職員 田志事務局長 浪瀬企画主査					
途中入場・退場 委員及び時間	入場	なし			
	退場	なし			
議事録署名人	7番	山下 敦	8番	花田 安輝	

令和3年1月定例委員総会会議結果

- | | |
|-------|----------------------|
| 第1号議案 | 農地法第3条の規定による許可申請について |
| | 受付NO1 承認 |
| | 受付NO2 承認 |
| 第2号議案 | 農地法第4条の規定による許可申請について |
| | 受付NO1 承認 |
| | 受付NO2 承認 |
| 第3号議案 | 農用地利用集積計画（所有権移転）について |
| | 受付NO1 承認 |
| | 受付NO2 承認 |
| 第4号議案 | 農用地利用集積計画（利用権設定）について |
| | 承認 |

報告事項

- 第1号 農地法第5条の規定による届出について

○議長

令和3年1月の定例農業委員総会を、ただいまより開会いたします。ただいまの出席委員は15名です。よって、令和3年1月定例農業委員総会は成立いたしました。

本日の議事は、お手元に配布しているとおりです。なお、総会中に発言をされる委員は挙手をし、議長の指名を受けたのち、起立して発言してください。

会議中につきましては、私語をされないように、皆様のご協力をお願いいたします。

○議長

次に議事録署名人を宗像市農業委員会会議規則第14条第2項によりまして議長の指名となっていますので、指名いたします。

○議長

それでは、第1号議案「農地法第3条の規定による許可申請について」を議題といたします。2件の案件が申請されています。受付NO1について審議を行います。それでは、事務局から説明を受けたいと思います。

○事務局

(第1号議案の受付NO1について、資料により説明)

○議長

ただいま、事務局から受付NO1の説明がありました。次に、担当地区委員から説明を受けたいと思います。

○委員

譲受人と譲渡人について説明します。譲受人は●●●●●さんになります。今回の申請地は、譲渡人の●●●●●さんとの間で話がまとまりましたので、農地法第3条の許可申請に至っています。譲受人の今泉さんは、利用権の設定など計画的に経営面積の拡大を図られています。取得後の農地では、野菜の栽培を予定しています。地元の水利組合長の承諾も得ており、農地法第3条の許可要件をすべて満たしていると判断しています。以上、簡単ですが、説明を終わります。ご審議、よろしく申し上げます。

○議長

ただいま、受付NO1の譲受人、譲渡人について説明がありました。先の事務局の説明とあわせて、ご質問、ご意見はございませんか。

(なしの声)

○議長

ご質問、ご意見はないようですので、採決を行います。第1号議案、受付NO1について、許可することに賛成の農業委員の挙手を求めます。全員賛成です。

よって、受付NO1については、許可することに決定いたします。

○議長

つづきまして、受付NO2について、事務局より説明を受けたいと思います。

○事務局

(第1号議案の受付NO2について、資料により説明)

○議長

事務局から受付NO2の説明がありました。次に、担当地区委員から説明を受けたいと思います。

○委員

受付番号2の譲受人と譲渡人について説明します。譲受人は、●●在住の●●●●さんで、譲渡人は、亡 ●●●● 死因贈与執行者 ●●●●さんになります。●●●●さんと故●●●●さんはご兄弟の関係になります。生前に死因贈与の契約を交され、昨年2月に●●さんが亡くなられたということで、その効力が生じ、今回の農地法第3条の許可申請となっています。また、農業用機械等も譲り受けられており、贈与後の農地については、稲作を予定しています。地元の水利組合長の承諾も得ており、農地法第3条の許可要件をすべて満たしていると判断しています。以上、簡単ですが、説明を終わります。ご審議、よろしくお願ひします。

○議長

ただいま、受付NO2の譲受人、譲渡人について説明がありました。先の事務局の説明と合わせて、ご質問、ご意見はございませんか。

○議長

ご質問、ご意見はないようですので、採決を行います。第1号議案、受付NO2について、許可することに賛成の農業委員の挙手を求めます。全員賛成です。

よって、受付NO2については、許可することに決定いたします。

○議長

それでは次に、第2号議案「農地法第4条の規定による許可申請について」を議題と致します。第2号議案には2件の案件が申請されています。受付NO1について事務局から説明を受けたいと思います。事務局説明をお願いします。

○事務局

(第2号議案の受付NO1について、資料により説明)

○議長

ただいま、事務局から受付NO1の説明がありました。次に、担当地区委員から説明を受けたいと思います。

○委員

受付番号1の譲受人と譲渡人について説明します。申請人の●●●●さんは大正●●年●●月生まれで、今年●●歳の高齢になります。息子さんと同居されています。申請地は、昨年まで小作に出していましたが、小作人が高齢ということで利用権の設定が解除されています。現地も確認していただきましたが、かなりの湿田で非常に耕作しにくく、水田は難しいのではないかと考えています。●●●●さんが息子さんと協議の上、埋め

立てをして、農地の改良を行い、畑として利用したいということで、一時転用の許可申請になっています。地元の水利組合長の承諾も得ており、一時転用は妥当ではないかと判断しています。ご審議のほど、よろしくお願いします。

○議長

つづきまして、現地調査C班班長から現地確認の報告を受けたいと思います。

○委員

現地調査C班班長です。受付番号1について、確認事項に基づき現地確認を行いましたので、調査結果について報告いたします。申請地の詳細は議案書のとおりで、転用目的は、一時転用を伴う農地改良です。一時転用期間は、許可日から4か月間になります。申請農地については、農地改良後、畑として利用するため、平均で1.6m～1.7mのかさ上げが行われます。雨水については、新設される北側のU型側溝と東側の新設素掘り側溝を経由し、排水桝に集水されます。汚水や生活雑排水については発生しません。日照や通風は、特に問題ないと考えています。また、騒音についても、特に影響ないと考えています。水利組合の承諾も得ており、今回の農地法第4条の一時転用は、農地改良後は畑として利用されることから特に問題ないと判断しています。以上、簡単ですが、現地調査報告を終わります。ご審議、よろしくお願いいたします。

○議長

ただいま事務局から第2号議案の受付NO1について議案説明と、地区担当委員、現地調査C班班長から説明・報告がありました。説明・報告に対してご質問、ご意見はございませんか。

○議長

ご質問、ご意見がないようですので、採決を行います。第2号議案、受付NO1について、許可することに賛成の農業委員の挙手を求めます。全員賛成です。

よって、受付NO1について、許可することに決定いたします。

○議長

つづきまして、受付NO2について、事務局より説明を受けたいと思います。事務局説明をお願いします。

○事務局

(第2号議案の受付NO2について、資料により説明)

○議長

ただいま、事務局から受付NO2の説明がありました。次に、担当地区委員から説明を受けたいと思います。

○委員

申請人は、●●●●さんになります。転用目的は、一時転用による営農型太陽光発電設備の設置になります。今回の転用面積は、太陽光パネルを支える支柱112本と電柱1本部分の範囲になります。面積の合計は、●●●●㎡のうち●●●●㎡になります。

一時転用期間は、許可日から10年間の予定です。太陽光パネルの下部農地では、水稻が行われます。農業機械等を効率よく利用するため、支柱の高さも3m以上確保され、支柱の間隔も4.3m確保されます。また、パネルによる遮光率が約27%で、日照量も3分の2が確保されています。先行事例として、すでに稲作での営農型太陽光発電を導入している山口県にある●●●●農園から収量が低下する傾向は認められないという所見もあり、隣接する農地の耕作者からの同意を得ております。地元の農事組合長からの承諾も得られており、今回の農地法第4条許可申請は、農地区分など許可要件を満たしていると考えていますので、特に問題ないと判断しています。以上簡単ですが、説明を終わります。ご審議、よろしくお願いいたします。

○議長

つづきまして、現地調査C班班長から現地確認の報告を受けたいと思います。

○委員

第2号議案の受付番号2について、確認事項に基づき現地確認を行いましたので、調査結果について報告いたします。申請地の詳細は議案書のとおりで、転用目的は、一時転用となる営農型の太陽光発電設備の設置になります。一時転用の期間は、許可日から10年間の予定です。

太陽光パネルの下部農地では、水稻が予定され、支柱の高さや支柱の間隔は、農業機械等の使用に影響を及ぼすようなことはないと考えます。污水や生活雑排水の発生はありません。用排水についても、今後も田として利用していきますので、水利等への影響はないものと考えています。また、日照については、北側に隣接するのは●●さんが所有する農地のみで、周辺に著しく影響を与えることはないと考えています。

地元の水利組合長の承諾も得ており、農地区分は農振農用地に該当しますが、一時転用については不許可の例外が認められますので、今回の農地法第4条の許可申請は、特に問題ないと判断しています。以上、簡単ですが、現地調査の報告を終わります。ご審議、よろしくお願いいたします。

○議長

ただいま、事務局から第2号議案の受付NO2についての議案説明と、地区担当委員、現地調査C班班長から説明・報告がありました。説明・報告に対してご質問、ご意見はございませんか。

○委員

よくわからない部分があるのですが、支柱部分の転用面積を除いた部分は、農地として利用するようになるのでしょうか。

○事務局

農地として利用し、稲作が行われます。支柱の間隔も4.3m確保されていますので、農業機械の使用も問題ないと考えています。

○委員

こちらのエリアの防除は、へり防除ですか。

○委員

へり防除になります。申請地については、今後はおそらく手作業での防除になると考えています。

○委員

近隣の方々は、へり防除ですか。

○委員

へり防除になります。北側はハウスがあり、南側の農地は麦・大豆で、米は作っていません。

○議長

山口県での事例になりますか。

○委員

●●さんは、申請するにあたり、山口県の農園まで視察に行かれています。

○議長

反当、何俵くらい収穫できるのだろうか。

○事務局

現在が反あたり約480キロで、営農型導入後は、約380キロの収量が見込まれています。

○委員

遮光を考慮した作物の栽培は聞くけど、水稻は聞いたことがないのですが。

○事務局

営農型太陽光発電設備の許可申請の場合、パネルの下部で作付される作物について、有識者などの意見書を添付する必要があります。要は、パネルの影響で日照量が減ったとしても、生育しますよという所見が必要になってきます。

○議長

ほかに、ご質問、ご意見はございませんか。

○議長

ご質問、ご意見がないようですので、採決を行います。第2号議案、受付NO2について、許可することに賛成の農業委員の挙手を求めます。全員賛成です。

よって、受付NO2について、許可することに決定いたします。

○議長

次に、第3号議案「農用地利用集積計画（所有権移転）について」を議題といたします。受付NO1について事務局から説明を受けたいと思います。事務局説明をお願いします。

○事務局

(第3号議案の受付NO1について、資料により説明)

○議長

ただいま、受付NO1について事務局から説明がありました。ご質問、ご意見はございませんか。

(なしの声)

○議長

ご質問、ご意見がないようですので、採決を行います。第3号議案、受付NO1について、所有権を移転することに賛成の農業委員の挙手を求めます。全員賛成です。

よって、受付NO1については、所有権移転を承認することに決定いたします。

○議長

つづきまして、受付NO2について事務局から説明を受けたいと思います。事務局説明をお願いします。

○事務局

(第3号議案の受付NO2について、資料により説明)

○議長

ただいま受付NO2について事務局から説明がありました。ご質問、ご意見はございませんか。

(なしの声)

○議長

ご質問、ご意見がないようですので、採決を行います。第3号議案、受付NO2について、所有権を移転することに賛成の農業委員の挙手を求めます。全員賛成です。

よって、受付NO2については、所有権移転を承認することに決定いたします。

○議長

つづきまして、第4号議案「令和2年度農用地利用集積計画(利用権設定)について」を議題といたします。この件につきまして、事務局から説明を受けたいと思います。

○事務局

(第4号議案について、資料により説明)

○議長

ただいま、事務局から第4号議案、令和2年度農用地利用集積計画についての説明がありました。説明についてご質問、ご意見はございませんか。

(なしの声)

○議長

ご質問、ご意見がないようですので、採決を行います。第4号議案、令和2年度農用地利用集積計画について賛成の農業委員の挙手を求めます。全員賛成です。

よって、令和2年度農用地利用集積計画について承認することに決定いたします。

○議長

それでは次に、報告事項の審議を行います。報告事項は1件であります。報告事項第1号「農地法第5条の規定による届出について」が提出されております。宗像市農業委員会事務局処務規程第6条第3号の規程により、事務局長が専決処分を行っていますが、農林事務次官通達により、直近の総会に報告することになっております。この件につきまして、事務局から報告を受けたいと思います。

○事務局

(報告事項第1号について、資料により説明)

○議長

事務局より報告事項第1号についての説明がありました。報告にはなりますが、何かご質問等はありませんか。

(なしの声)

○議長

お諮りいたします。本委員総会中、誤読などによる字句、数字等の整理、訂正は、議長に委任いただきたいと思います。ご異議ございませんか。

(異議なしの声)

○議長

ご異議なしと認めます。よって字句、数字等の整理、訂正は、議長に委任することに決定いたしました。

以上で、本委員総会に付議されました案件の審議はすべて終了いたしました。

よって、令和3年1月定例委員総会は閉会いたします。